

令和４年第７回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年７月２８日（木）

- 日程第１ 会議録署名委員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 報告第１４号農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 日程第４ 報告第１５号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第５ 議案第３３号農地法第４条の規定による許可申請の承認について
- 日程第６ 議案第３４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について
- 日程第７ 議案第３５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和４年第７回三股町農業委員会総会審議結果

日程第５

議案第３３号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（ １ ）

日程第６

議案第３４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（ ９ ）

日程第７

議案第３５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（ ４４ ）

令和4年第7回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 7月28日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 7月28日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
3番委員	内村 介貞
4番委員	下石 昭廣
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員	上西 幸一
農地利用最適化推進委員	兒玉 道郎

欠席者

2番委員 上水 広志

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 課長補佐
事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和4年第7回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は上水広志委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の上西幸一さんと兒玉道郎さんが会議に出席し、第2ブロック、第3ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村介貞さんと4番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計15件24筆20,032㎡、うち田が20筆16,168㎡、畑が4筆3,864㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁119番から5頁133番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第4、報告第15号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第15号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件3筆2,255㎡、畑が3筆2,255㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁13番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第33号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件2筆1,969㎡、畑が2筆1,969㎡でございます。詳細につきましては担当がご説明いたします。

事務局

議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料9頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号2番、受付年月日：令和4年7月11日、受人：〇〇〇〇、申請地：樺山字八谷〇〇〇〇番〇他1筆、地目：畑、合計面積：1,969㎡です。転用目的は貸倉庫、貸資材置場、貸作業スペース、貸駐車スペース（追認）です。尚、追認でありますので、始末書が添付してあります。こちらは農用地区域内農地であります、用途変更済であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上西幸一）

受付番号2番については、7月26日に第2ブロック委員4名で現地確認及び本人への聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請者は申請地を父より無償で提供してもらい、農業用資材置場、作業場等として使用をしておりました。その後父親が他界したため、申請地を相続されました。その相続手続きの時点で、申請地が農地であることを知り、今回、無断転用状態を是正するために転用申請されたものです。申請地につきましては、隣接する家屋もなく、周辺農地等に被害を及ぼすこともなく、苦情等もないということです。雨水については地下浸透ですが、現在まで道路に雨水が溢れたこともないということです。

以上のことから、申請人も違反転用について深く反省をし、始末書も添付されていること、また、現地確認の結果も特に問題ないことから、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、採決にうつりたいと思います。議案第 33 号農地法第 4 条の規定による許可申請の受付番号 2 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 33 号受付番号 2 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 9 件 18 筆 10,655.59 m²、うち田が 9 筆 2,915 m²、畑が 9 筆 7,740.59 m²でございます。詳細について、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の 11 頁 44 番から 13 頁 52 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 44 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇、渡人：株式会社 〇〇〇〇及び〇〇〇〇、申請地：樺山字八谷 〇〇〇〇番 〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：17.59 m²です。転用目的は公衆用道路です。こちらは農振農用地区域内農用地であります。次回全体見直しで農用地区域から外すこと、また、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上西幸一）

受付番号 44 番は本申請とともに、先程の農地法第 4 条申請を行っているところでございます。申請地は建築基準法を満たしていないとのことで、道路の確保を行い

建築基準法を満たすために申請されたものです。申請地は公衆用道路として使用されることから、周辺農地への日照、通風等に被害を及ぼすこともなく、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 45 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字平原〇〇〇番〇、地目：畑、面積：349 m²です。転用目的は一般住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 45 番については、7 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は一般個人住宅 1 棟です。申請地は道路より高い位置にあります。乗入口としてスロープ及び回転場が必要であり、また、子供の食育のため家庭菜園を設けたいため、申請地の隣接地宮村字平原〇〇〇番〇、宅地で 381.41 m²を購入する予定とのことです。周辺には農地はありません。建築に際し、土砂流出防止の為に周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は農業集落排水へ接続します。雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 46 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字平原〇〇〇番、地目：畑、面積：747 m²です。転用目的は一般個人

住宅1棟です。こちらは第2種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

受付番号46番は7月25日に第2ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的は一般個人住宅です。尚、申請地は747㎡ですが、土地の形状が東西に細長く、農地として有効利用出来ないことから747㎡を買い受けるものです。周辺農地への土砂流出を防ぐために、周囲にはブロック塀を設置します。生活排水等は農業集落排水へ接続し、雨水については雨水枡を設置し、集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

1番委員（小倉休幸）

申請地は500㎡を大幅に超えていますが、こういう変形地であれば500㎡を超えていても許可相当ということですか。

事務局

ご説明いたします。当初、行政書士の話では500㎡を超えるので、申請地を2区画分譲でという計画もあったようですが、幅員が狭くなる関係で2区画では入口が狭くなることから1区画でいきたいということでした。一応500㎡という目安はあるのですが、法的根拠はないので、500㎡を超える分については家庭菜園で有効利用していくという形の土地利用計画図を作成していただきましたので、申請を受付けたところです。

4番委員（下石昭廣）

私も事前に事務局と現地確認をしましたので、補足をさせていただきます。小倉委員が言われたように基本的にはおおむね500㎡ということがありますが、現場を見た時に4メートルの入口をおいて、2区画で割った場合に手前の土地に家を建てるには狭いかなという印象でした。それで残地が有効利用出来ないのであれば、やむを得ないかなと思いましたので、許可相当と判断したところです。

1番委員（小倉休幸）

はい。わかりました。

議長（溝口良信）

他にありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 47 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：576 m²です。転用目的は一般住宅及び駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 47 番は 7 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在貸家住まいをしておられます。受人は職業柄市外への転勤が多いため、インターチェンジ等交通の便が良く、生活環境に優れた申請地に一般住宅を建築されるものです。住宅造成に際し、周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ、雨水については雨水枳を設置し、集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 48 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他 2 名、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：421 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 48 番は 7 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は貸家住まいをされていますが、子供の成長とともに住居が手狭になり学校、商業施設、病院等生活環境に優れた申請地に一般住宅を建築されるものです。造成に際して土砂流出防止の為、周囲にはブロック塀を設置します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 49 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字植木原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：331 m²です。転用目的は一般住宅（追認）です。追認でありますので始末書が添付されております。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 49 番は 7 月 25 日、26 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は〇〇で借家住まいをされていますが、今回、その解消のために一般個人住宅建設の計画をされたものです。近隣はほとんど住宅地であり、申請地内の雨水は雨水桝を設置し、集水後は南側既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題なく許可相当と判断しました。また、申請地は〇〇〇在住の渡人の所有地であります。前回 5 条申請をした際に今回の申請地まで造成整地されており、不注意だったということで始末書を提出されております。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 50 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：583 m²です。転用目的は建売住宅 2 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 50 番は 7 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は不動産業及び建築業を営んでおり、学校及び病院、スーパー等生活環境に優れた申請地に建売住宅 2 棟を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理後は既設側溝へ、雨水については雨水枡を設置し、既設側溝へ排水されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 51 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇 〇他 1 名、申請地：宮村字小鷹原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：5,299 m²です。転用目的は畜舎、堆肥舎、ロール置場です。こちらは農用地区域内農地であります。用途変更済であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 51 番は 7 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしま

[illegible]

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

受付番号 52 番、受付年月日：令和 4 年 7 月 11 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇株式会社、
渡人：〇〇〇〇他 1 名、申請地：長田字御崎原〇〇〇〇番〇他 6 筆、地目：田、合
計面積：2,332 m²です。転用目的は貸事業場です。こちらは第 2 種農地であること、
許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

担当委員の説明をお願いします。

転用目的は貸事業場で建設資材置場として利用するということです。転用による周辺農地への支障は申請地の周りにはソーラーパネル等があり影響はありません。境界にはブロック塀を設置し、雨水については自然浸透と素掘り排水路から河川への排水です。現地確認を行い排水について問題があると思います。鉄筋、鉄骨、鉄筋加工物置場として利用するとのことなので、鉄筋、鉄骨等の塗料やサビ等が河川へ流出する可能性があり、河川への影響と申請地から２キロほど下流に農業用水の取入口もありますので、農業への影響が考えられ河川への排水について問題があると思います。以上です。

只今、説明がありましたが、この件について問題ありとの意見がありましたので、

これについて事務局の説明をお願いします。

事務局

受付番号 52 番について、排水について問題があるとの委員さんからのご指摘がありましたので、ご説明いたします。まず、資材置場に置く鉄筋、鉄骨については着色塗料等はありません。また、保管方法としてはブルーシートを資材に掛けてサビや油が排出しないように管理するとのことです。万一、汚水等発生した場合については誓約書を提出してもらうように補正中です。誓約書を以て、万一、汚水等が発生した場合は、〇〇〇〇〇〇〇株式会社が誠意を持って対処しますとのことでした。以上です。

議長（溝口良信）

これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

兒玉委員、今の事務局の説明でよろしいですか。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

はい。

4 番委員（下石昭廣）

私も現場確認で思ったのですが、雑草管理の心配があると思いましたが、そのことも誓約書に入れてもらってください。

事務局

はい。わかりました。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 44 番から 52 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 34 号受付番号 44 番から 52 番について承認することに

決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計7件12筆12,106㎡、田が11筆6,720㎡、畑が1筆5,386㎡でございます。利用権設定については、合計37件85筆180,007㎡、うち田が33筆27,955㎡、畑が52筆152,052㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計23件60筆155,525㎡、うち田が19筆14,626㎡、畑が41筆140,899㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計14件25筆24,482㎡、うち田が14筆13,329㎡、畑が11筆11,153㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料15頁73番から16頁79番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料17頁341番から21頁363番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料22頁364番から24頁377番までとなっております。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、総会資料の所有権移転に関する15頁73番から16頁79番まで、及び利用権設定に関する総会資料17頁341番から24頁377番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転に関する58頁73番から16頁79番まで、利用権設定に関する総会資料17頁341番から24頁377番までについて承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第7回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分